

○ 埼玉県警察体力検定等実施要綱

平成15年 3 月27日

教 第 3 8 3 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察体力検定等実施要綱の制定について(通達)

この度、警察官に自己の体力の現状を正しく認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを体力水準向上のために役立て、警察官の執行力の基盤を成す基礎体力の充実強化を図るため、埼玉県警察体力テスト実施要綱（昭和63年埼例規第 8 号・教）の全部を別添のとおり改正し、平成15年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的に推進されたい。

別添

埼玉県警察体力検定等実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察術科技能等の検定等に関する訓令（昭和54年埼玉県警察本部訓令第23号。以下「訓令」という。）第19条の規定に基づき、警察官の体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者

1 訓令第9条に規定する受検に支障がある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 埼玉県警察職員の健康管理に関する訓令（平成12年埼玉県警察本部訓令第12号）第39条に規定する健康管理区分により、A、B又はC 1(6)に指定されている者
- (2) 心臓血管系疾患（脳血管障害を含む。）で、現に治療中の者、治療を要する者若しくは経過観察中の者又は既往症を有する者
- (3) 高血圧症の者
- (4) 気管支喘（ぜん）息で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者
- (5) 前記(2)、(3)及び(4)以外の何らかの疾患で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者
- (6) 受検することに支障を来すけがをしている者
- (7) 当直勤務明けの者
- (8) 体力検定（J A P P A T）受検票＜提出用＞（別記様式1）の「自覚症状チェック」のいずれかの項目に該当している者
- (9) 体力検定等を受けることが不適当であると所属長が認めた者

2 前記1の各列記に該当する者は、受検に支障がある状況が解消されたときは体力検定等を受検するものとする。

第3 体力検定実施種目

警察体力検定（J A P P A T（「J a p a n P o l i c e P h y s i c a l A b i l i t y T e s t」を略して「ジャパット」という。））とする。

第4 体力テスト実施種目

文部科学省新体力テストを導入し、その種目は次のとおりとする。

- (1) 握力

- (2) 上体起こし
- (3) 長座体前屈
- (4) 反復横とび
- (5) 20mシャトルラン（往復持久走）
- (6) 立ち幅とび

第5 級位基準等

- 1 体力検定の級位を判定する基準は、体力検定級位基準表（別表1）のとおりとする。
- 2 体力テストの評価を判定する基準は、体力テスト項目別得点表、総合評価基準表及び体力年齢判定基準表（別表2）のとおりとする。

第6 推進責任者等の指定

実施責任者（訓令第5条第3項に規定する実施責任者をいう。以下同じ。）は、次表の区分により、体力検定等推進責任者（以下「推進責任者」という。）、立会責任者及び測定責任者を指定するものとする。この場合において、立会責任者は、測定責任者を兼ねることができない。

（次表省略）

第7 安全管理

実施責任者は、体力検定等の実施に当たっては、埼玉県警察術科訓練安全管理要綱（平成23年教第495号）に定めるもののほか、次の事項を遵守し、安全管理を徹底しなければならない。

- (1) 職員に対して、体力検定等の実施日時等を事前に連絡し、体調の調整等に十分余裕を持たせて実施すること。
- (2) 体力検定（J A P P A T）受検票＜提出用＞の健康等直前チェック等により体力検定等を受ける者の健康状態を把握するほか、実施日には応問、観察等を行い、異常のある者には体力検定等を受けさせないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。

なお、事前の健康診断等により、実施上支障があると認められる者については、医師等の確認を受けさせること。

- (3) 体力検定等に使用する器具等の事前点検を実施し、正しい方法で、安全かつ正確な測定を行うこと。

(4) 実施時期、場所、気象状況等を考慮し、屋外で実施する場合は、炎天下、強風等体調又は記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。

(5) 立会責任者を必ず立ち合わせ、体力検定等の適正な実施に努めるほか、事故防止に万全を期すること。

第8 体力検定等の実施

実施責任者は、体力検定等の実施に当たっては、推進責任者に効果的かつ安全な実施計画を策定させるものとする。この場合において、策定した計画は、体力検定等実施計画（別記様式2）により実施の2週間前までに警務部教養課長（以下「教養課長」という。）宛て報告すること。

第9 実施結果の報告

実施責任者は、体力検定等を実施した都度、その結果を埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システム実施要領（平成27年務第2000号）に規定する埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システム（以下「管理システム」という。）により登録するとともに、毎年3月末日までにとりまとめ、体力検定等実施結果報告書（訓令様式第8）により、教養課長を経て訓令第4条に規定する運営責任者に報告するものとする。

第10 体力検定等の結果の確認等

- 1 運営責任者は、前記第9の報告に基づき、体力検定等の結果を管理システムにより登録するものとする。
- 2 運営責任者は、前記1の登録を終えたときは、実施責任者をして、体力検定等の受検者に対し管理システムにより体力検定等の結果を確認させるものとし、管理システムによる確認ができない者に対しては、体力検定等認定証（訓令様式第9）を管理システムにより印字出力し交付させるものとする。
- 3 実施責任者は、当該所属の職員に係る体力検定等の結果に基づき、体育の術科指導者（埼玉県警察術科訓練規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第12号）第11条に規定する者をいう。）又は、術科指導員（同規程第13条に規定する者をいう。）による計画的な訓練を実施するなど職員の基礎体力の維持及び向上方策を講じるものとする。

第11 体力検定等の有効期間

前記第10の認定証により認定された体力検定の級位及び体力テストの評価は、認定の日

の属する年度の翌年度末まで有効なものとする。ただし、当該有効な期間内に再度体力検
定等を行ったときは、結果にかかわらずその評価を認定するものとする。

実施日

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成23年3月18日教第496号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日（平成26年3月26日教第662号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

実施日（平成27年8月3日教第1436号）

この通達は、平成27年8月3日から実施する。

実施日（平成27年9月30日務第2004号）

この通達は、平成27年10月1日から実施する。

実施日（平成28年8月30日教第1571号）

この通達は、平成28年9月1日から実施する。

実施日（令和元年5月8日教第846号）

この通達は、令和元年5月8日から実施する。

実施日（令和2年10月15日教第1176号）

この通達は、令和2年11月1日から実施する。

実施日（令和3年3月26日教第358号）

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

（様式省略）